

令和2年 4月 7日

浜田市議会議長 川神 裕司 様

議員名 野 藤 薫



調査研究活動報告書

下記のとおり調査研究のため研修等を行ったので、その結果を報告します。

記

1. 期 間 令和2年3月30日(月) 10:00~17:00

2. 研修内容

(株)地方議会総合研究所セミナー

①『議員力UP集中セミナー～質問・定数・報酬～』

講師：山梨学院大学教授 江藤 俊昭 氏

- 地方政治の負の連鎖と性の連鎖の可能性
- 基本的視点7つの原則
- 議員報酬、定数の考え方
- 政務活動費の考え方：成果指標
- 住民と考える意味

②『議会運営における質問のあり方』

講師：山梨学院大学教授 江藤 俊昭 氏

- 議会運営における質問の位置
- 議会改革の到達点を踏まえた質問、役割、空間時間（実現の相対化）
- 議会からの政策サイクルとの連動
- 質疑力の重要性

3. 研修先

(株)地方議会総合研究所

福岡市中央区天神1丁目1番1号アクロス福岡605号室

4. 調査経費 51,956円

(経費内訳 受講料、宿泊費、移動交通費)

交通費(高速代) 5,900円

宿泊費(博多フローラル中州) 15,800円

交通費(ガソリン代) 4,981円

受講料(振込料) 25,275円

5. 調査研究活動の概要

別紙のとおり



【研修の概要】

- 研修名 1. 『議員力UP集中セミナー～質問・定数・報酬～』
2. 『議会運営における質問のあり方』
- 日時：令和 2年 3月30日（月）10：00～17：00
- 場所：福岡市 アクロス福岡 605号室
- 主催：(株)地方議会総合研究所

本セミナーは(株)地方議会総合研究所が主催する議員研修で、山梨学院大学法学部教授 江藤俊昭先生の講義研修で、その後質疑応答。

1. 『議員力UP集中セミナー～質問・定数・報酬～』

最初に本題とは違うがと前置きされ、喫緊の問題であるコロナウィルス感染に係る議会としての危機管理について、参加者の議会对応を問われた。参加者の意見は、傍聴の自粛、会期（一般質問）の縮小、市長部局との連携対応などが有った。議会基本条例には緊急事態として感染症は想定が無い、しかしその対応は議会力を試される。と具体的な議会・議員個々の行動や対応について話された。

（1）地方政治の負の連鎖と正の連鎖の可能性

・議会改革と住民の関係性について（どういう議会を作るか？）

第一ステージとして住民と歩む議会等の新たな議会運営は、見える化を通じて住民と多くの接点を持つ。自治法96条にある議決権で重たい。議会としての説明責任がある。

第二ステージは、それを住民の福祉向上につなげる事で、信頼づくりになる。

事例・・・会津若松市（議会からの政策形成サイクル）

（2）基本的視点7つの原則

- ・議員定数…従来は人口規模、その後法定上限数、現在は自治体の責任で決める
- ・報酬…特別職報酬等審議会の答申を受け決定。議会がポリシーを示す事が必要
- ・議員定数と報酬は別の論理。報酬や定数の根拠をそれぞれ説明する事が必要
- ・行革…削減を優先する効率化。議会改革…地域民主主義の実現、つまり住民自治をどの様に創り出すかと言う事から出発しなければならない。議会改革が執行部の行政改革を促進する事を再認識すべき。
- ・現在の議員の為だけでなく、将来の議会議員の為でもある。
（持続的な地域民主主義の条件）
- ・住民からの批判が多いテーマであるが故に説明責任があり、住民自治を進める上でも、一緒に考える事が必要である。少なくとも選挙の2年前、遅くとも1年前には周知できるよう準備を進めるべき。

(3) 議員報酬、定数の考え方

- ・議員報酬の根拠…減額か？増額か？役務の根拠、対価のエビデンスを示す。
- ①比較方式、②収益方式、③原価方式の中で③の会津若松市議会の試みが広がっている。

会津若松市議会方式…議会活動（A領域）、議員活動（B領域）、A領域とB領域に付随した活動（C領域）、それ以外の議員活動（X領域）の時間数（日数）を算定し、首長の活動日数と比較する。その割合から議員の報酬を割り出す。

その数字は、科学的な根拠では無く、住民と議論する際の素材である。

※増額…群馬県みなかみ町、北海道芽室町、白山市、滝沢市など

(4) 政務活動費の考え方：成果指標

- ・監視、政策提言機能の強化の為に報酬との差別化を図る。
- ・透明性の強化（領収証の添付、全ての公開など）
- ・活動指標と成果指標（何を行った。どう役だった。）

(5) 住民と考える意味

- ・様々な地域課題、争点は住民の問題であり、説明して議論する必要がある。
- ・知れば理解する。（総社市、真庭市、飯綱町）
- ・その情報の蓄積は議会が担う（議会図書室の充実、議事録の集積や再編集）

2. 『議会運営における質問質疑のあり方』

(1) 議会運営における質問の位置

・「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問する事が出来る」（標準市議会会議規則）

- ・「政策に生きる議員にとって、最もはなやかで意義ある発言の場」

（全国町村議会議長会『議員必携』）

・議場は本来議員間で運営する。執行部は説明の為に議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない（自治法121条）とある。近年、反問の位置づけにより一方的な議論から討議の場になった。

- ・一般質問は個人の問題提起だが、内容によっては「議会として」取組む

① 質問の追跡調査：山梨県昭和町・北海道芽室町・飯綱町

② 議会だよりで質問を分類：飯綱町、寄居町（総合計画と連動、議論するテーマを前面に出し議論を巻き起こす）

(2) 議会改革の到達点を踏まえた質問、役割、空間時間（実現の相対化）

- ・議会改革の前史では住民、議会・議員、首長の三者関係による質問。

（お願いや監視）

- ・今日では、議会からの政策サイクルの実現

（機関としての議会、議員や会派だけで政策は実現できない）

- ・個々の議員のスタンドプレーは住民には判りやすいが、議会からの政策サイク

ルではスタンドプレーは難しい。

(3) 質問を「議会からの政策サイクル」へ連動させる

- ・ 地方自治においては議会と首長は二元代表制のもと正統性では対等である。
- ・ 質問から追跡質問や追跡調査
- ・ 政策サイクルからの質問（可児市：会派代表質問をやめ、委員会質問に）
- ・ 監視と政策提言の連動

(4) 質疑力の重要性

・ 西脇市の9月定例会の標準日程 (一般質問の前に議案審査、討論、評決)

- ① 本会議8日前…正副議長に執行部議案概要説明
- ② 1週間前…議会運営委員会で議案配布
- ③ 本会議1日…議案説明、常任委員会開催、(議案審査時の委員間討議の事前調整)
- ④ 本会議2日…議案質疑、委員化付託、予算委員会の委員会討議調整
- ⑤ 中15日…決算等別委員会(決算審査、終了後委員間討議、意見書、決議等の調整)
- ⑥ 本会議3日…委員長報告・質疑、討論、採決、継続審査申出、一般質問(原則1日最大5名、超える場合は第4日を使用)
- ⑦ 第4日…一般質問5名を越えた場合に使用) 閉会

【所 感】

議会改革を進める事は、究極に地域民主主義の実現が有る事。地方自治体の行革に資する事などを地方自治法の主旨に沿い研修を受けた。

浜田市議会でも議会改革を推進し、地域住民に開かれた議論を行っていると思うが、先進自治体の事例を聞くにつけ、学ぶ事が多いと感じた。

議会と行政機関は切磋琢磨し政策形成サイクルを形成し、住民の福祉の向上と地域の持続的な発展を目指す。

議員報酬と定数についても議論が始まっているが、地方議会において議員のなり手不足もこの事に起因していると思われる。住民への説明責任が有り、その根拠を説明して共通認識を醸成する事が必要である。その事が地域民主主義の充実発展と、地方自治法の理念である住民の福祉の増進に寄与する。

今回の研修で全国の先進事例を紹介して頂き、今後役に立てる必要性を感じた。